第2　建築基準法令の改正

1　構造計算適合性判定の実施

Q8　**構造計算適合性判定とは、どのようなものですか。（法第6条）**

A　構造計算適合性判定の具体的な内容としては、意匠設計図（各階平面図、立面図及び断面図）、構造設計図（基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）及び構造計算書により、

①　構造設計図において異常・不自然な箇所がないこと

②　建築計画が、計算式の適用方法の範囲内（大臣認定プログラムの場合、プログラムの適用範囲内）であり、計算に用いる数値の設定（データの入力）が適切であること

③　モデル化が適切であること

④　構造計算書の固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力及び地震力の値が適切であること

⑤　構造計算書の応力算定結果、断面算定結果、剛性率・偏心率、構造特性係数等に異常・不自然な値がないこと

等を確認することになります。

このうち、大臣認定プログラムを用いて構造計算書を作成した建築物については、建築確認申請時に入力データを提出させ、モデル化が適切であることを確認した上で、指定構造計算適合性判定機関において再入力を行い、提出された構造計算書と再計算を行った計算書の照合及び不整合の有無の確

認を行った上で、構造計算書の警告メッセージ及びエラーメッセージがないことを確認できれば、構造計算の計算過程に係る審査が簡略化されることになります。

Q9

新たに構造計算適合性判定制度を導入した理由は何ですか。都道府県知事や指定構造計算適合性判定機関による審査は屋上屋であり、審査期間、費用等の面から無駄ではないのですか。（法第6条）

A

今回の構造計算書の偽装内容は、単純な差替えを行ったものだけではなく、コンピュータ計算途中の数値など出力結果の一部を巧妙に修正したものもあり、偽装を確実に見抜くためには構造計算書を詳細にチェックすることが必要です。

しかし、これまでの建築主事又は指定確認検査機関による審査は、構造計算書の分量が極めて膨大（10階建程度の建築物で400～500ページ程度）であるため、少数のポイントに絞って数字のチェックをしているのが実態であり、単純な差替えについては適切に審査を行えば発見することは可能ですが、巧妙な改ざんについてはこれを発見することは困難です。

こうした巧妙な改ざんを含め、偽装を漏れなく発見しようとすれば、現在行われている審査に加え、構造計算の過程等について詳細な審査を行うとともに、プログラムにデータを再入力し計算結果を確認する必要がありますが、建築主事等が単独でこれらを行うには、人員、技術力ともに限られており、現行の審査体制では実質的には不可能です。

このため、構造計算の法適合性を的確に審査するためには、建築主事等が行う審査に加え、建築物の構造に関する専門的な知識及び技術を有する第三者が、構造計算の過程等の審査や再計算結果の確認を複層的に実施する体制を整備する必要があることから、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物については、都道府県知事や指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定が義務付けられることになりました。

Q10　今回の構造計算書偽装事件における偽装は、具体的にどのようなものだったのですか。

A

今回の構造計算書偽装事件における構造計算書の偽装の事例としては、以下のようなものがあります。

① 構造計算書を途中で単純に差し替えたもので、地震力を低減した結果、応力図と断面算定時の応力が異なっているもの

② エラー・警告メッセージ（＊印等）を消去するとともに、不適切な数値を切り貼り等で修正したもの

③ 鉄筋量やコンクリート強度等を計算途中で差し替えて、保有水平耐力Ｑｕが大きく、又は必要保有水平耐力Ｑｕｎが小さくなるように偽装したもの

このうち、①については、通常行うべき審査を慎重に行っていれば、偽装を発見することは可能であると考えられますが、②及び③については、構造計算書を詳細に審査するか、構造計算の再計算を行って比較しなければ、偽装を発見する

ことは困難であると考えられます。

その他、構造計算によって建築物の安全性を確かめるためには、建築物の構造を適切にモデル化した上で構造計算を行うことが必要ですが、非構造部材の取扱いやＲＣ造の構造計算における構造部材の剛性の取扱いなどについて、設計者の独自の判断により実態に合わない危険なモデル化を行うことが可能であり、実際にそのような危険なモデル化に基づいた構造計算が行われていた事例が存在したことも問題として指摘されているところです。

Q11　構造計算適合性判定制度の導入により、今後は偽装を見抜くことができるのですか。

A　今回の構造計算書の偽装内容は、単純な差替えを行ったものだけではなく、コンピュータ計算途中の数値など出力結果の一部を巧妙に修正したものまで多岐にわたっており、また、偽装とまでは言えませんが、データの入力が不適切な事例も見受けられました。

このような偽装や誤りに対しては、これまでの建築確認時における審査方法では必ずしも全てを発見できるとは限らないことから、構造計算書の厳格な審査の確立が求められたところであり、今回の改正で、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物に対しては、構造計算適合性判定が義務付けられることになります。

大臣認定プログラムを用いて構造計算書を作成した建築物については、建築確認申請時に入力データを提出させ、構造

計算適合性判定において、入力方法等を審査の上、再入力・計算結果の確認を行うことにより、今回のような偽装事件の再発を防止することが可能と考えられます。

また、大臣認定プログラムを用いずに構造計算書を作成した建築物についても、構造計算適合性判定において、計算方法、計算過程等の詳細な審査を行うため、偽装や誤りを発見することができると考えられます。

Q12　構造計算適合性判定の実施主体を都道府県知事とした理由は何ですか。（法第6条）

A　構造計算適合性判定は、構造計算の法適合性を的確に審査するために、建築物の構造に関する専門的な知識及び技術を有する第三者が、構造計算の過程等の審査や再計算結果の確認を複層的に実施するものです。

このため、建築主事等とは別の主体が行うこととする必要がありますが、

① 市町村長が行うこととした場合、多くの市町村では、人員・技術力が限られていることから、適確に判定事務を行うことができないおそれがあること

② 他方、都道府県知事は、一定の人員、技術力を有しており、建築基準法上、建築主事を置く市町村に対して助言・援助することができること等とされ、当該都道府県の区域内における建築行政を統括する立場にあること

から、都道府県知事がその実施主体として位置付けられました。

Q13　構造計算適合性判定は、建築確認の一貫として行うのではなく、建築主の責任において、確認申請の前段階で行うべきではないのですか。（法第6条）

A

今回の偽装事件は、法令遵守義務のある建築士という国家資格を有する者が、構造計算書の偽装を行ったものです。

従来は、設計図書を作成する建築士には技術的能力や業務の適正さについて一定の信頼がおけるものと考え、建築確認の審査にあたっては、建築士の悪意による偽装までは想定されていませんでした。

今回の改正においては、建築確認申請時に提出された構造計算書等について、第三者による構造計算適合性判定が行われることにより、このような悪意のある偽装についても防止が図られることになります。

仮に確認申請の前段階で構造計算適合性判定を行うこととした場合には、判定後に申請者側で判定結果の改ざん等が行われた場合、確認段階でそれを見過ごす可能性もあり得ることから、偽装防止のための制度としては完全なものとなりません。

したがって、申請者と構造計算適合性判定の実施主体との関係を遮断する、すなわち、建築主事等が構造計算適合性判定の実施主体に判定を求めるという形で、制度が構成されています。

Q14　構造計算適合性判定の対象となる建築物はどのようなものですか。（法第6条・第20条、令第36条の2等）

A

構造計算適合性判定の対象となる建築物としては、高さが60mを超える建築物（超高層建築物）以外の建築物で、木造で高さ13m又は軒高9mを超えるもの、鉄骨造で4階以上のもの、鉄筋コンクリート造で高さ20mを超えるものなどが該当します。詳細は、次の表に示すとおりです。

ただし、建築物の構造、規模等にかかわらず、許容応力度等計算（ルート2）、保有水平耐力計算（ルート3）又は限界耐力計算（これらと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を含みます。）を行ったもの、これらの構造計算又は許容応力度計算（ルート1）で、大臣認定プログラムによるものについては、構造計算適合性判定が必要とされており、一方、時刻歴応答解析によるものについては、個別に性能評価を受けた上で、大臣認定を取得することとなっているため、構造計算適合性判定は不要となります。

構造の種別	該当する建築物
木　造	木造建築物で高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
鉄骨造	以下のいずれかに該当するもの ・地階を除く階数が4以上であるもの ・高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの ・架構を構成する柱の相互の間隔が6m（地階を除く階数が2以下の建築物で各階の偏心率が100分の15以下であること等の条件に適合することが確かめられたものにあっては12m）を超えるもの

第３　建築士法令の改正

１　建築士の免許・建築士事務所の登録に係る欠格要件の見直し

Q 82

建築士の免許及び建築事務所の登録に係る欠格要件を見直すこととした理由は何ですか。（法第７条、第23条の４）

A

今般の構造計算書偽装事件では、一級建築士が構造計算書の悪質な偽装を繰り返し、元請建築士事務所においてもこれを看過していました。このような事件の再発防止を図り、建築士制度の信頼を回復するためには、不適格者を適確かつ長期にわたり排除することが必要です。

このため、建築士の免許要件及び建築士事務所の登録要件の厳格化が図られることとされました。

Q 83

建築士免許を取り消された者に対する再免許の扱いは、どう変わるのですか。（法第７条）

A

これまで、建築士の免許が取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者については、免許を与えないとされ（絶対的欠格事由）、その取消しの日から起算して５年を経過しない者については、免許権者の判断により免許を与えないことができるとされていました（相対的欠格事由）。

また、禁錮以上の刑等に処せられた者については、免許権者の判断により免許を与えないことができるとされていました（相対的欠格事由）。

したがって、これまでは免許権者の裁量次第で、建築士の免許を取り消された者が、当該事実があった日からわずか２年を経過したのみで再び免許を受けられる場合や、禁錮以上の刑に処せられた者などが直ちに免許を受けられる場合があり得たことになります。

今回の改正後は、建築士の免許を取り消された者については、取消しの日から５年を経過しない間は免許を与えてはならず、また、禁錮以上の刑等に処せられた者については、刑の執行を終わった日から５年を経過しない間は免許を与えてはならないほか、５年が経過した後であっても、これまでと同様に、免許権者の判断により免許を与えないことができることになります。

Q 84

改正法の施行前に免許の取消しや刑の執行を受けた場合、免許に関する欠格事由は、改正前と改正後のどちらの規定が適用されるのですか。（法第７条）

A

改正後の施行後に行われる免許の申請については、改正後の規定が適用されますので、免許の取消しや刑の執行を受けたという事実が改正法の施行前に生じていたとしても、改正後の欠格事由が適用されることになります。

Q 85

業務停止処分を受けた建築士が、その期間中に自らの申請により免許が取り消された場合の扱いはどうなるのですか。（法第７条）

A

業務の禁止の期間中である建築士が、当該期間中に業務を行うことを企図し、自ら申請により免許の取消しを受けた上で再び免許を申請し、建築士として復活しようとすることも想定されることから、このようなケースを排除する必要があるため、今回の改正により、宅地建物取引業法の宅地建物取引主任者等の例に倣って、業務禁止期間が経過するまでは免許を与えないこととされています。

Q 86

建築士事務所の閉鎖命令の処分を受けた者が、その期間中に建築士事務所の登録を申請した場合の扱いはどうなるのですか。（法第23条の４）

A

建築士事務所の閉鎖命令の処分を受け、その閉鎖の期間が経過しない者が建築士事務所の登録を受けることができることとすることは、不適格者を排除する観点のみならず、閉鎖命令の実効性を確保する上でも不合理であることから、今回の改正により、こうした者（法人である場合には、命令の原因となった事実があった日以前１年以内に役員であった者でその期間が経過しないもの）には、建築士事務所の登録を認めないこととされています。